

機械警備業務について

代行霊園及び服部納骨堂の指定管理者は、管理する施設において次のとおり機械警備業務を実施する必要があります。機械警備業務について第三者委託を行う場合は、事前に本市の承認を要しますが、本指定管理期間を超える場合は原則として承認しません。なお、機械警備の対象設備は次のとおりです。

1 対象施設

- ・ 瓜破霊園事務所：25 室 延床面積約 400 m²
- ・ 合葬式墓地：延床面積約 580 m²
- ・ 服部霊園事務所；15 室 延床面積約 220 m²
- ・ 服部納骨堂：4 室 延床面積約 160 m²
- ・ 北霊園事務所：9 室 延床面積約 140 m²、別途倉庫など

※閉鎖空間ごとに1室として算定した。

2 業務内容及び警備時間

- ・ 防犯監視：退所時間から翌日の登所時間まで。事務所閉所日は終日。
- ・ 火災監視：24 時間
- ・ 非常事態発生時における適切な措置：非常事態発生時

3 警備方法

各室及び廊下の主要箇所にパッシブ・センサー、マグネット・スイッチ、シャッター・センサー等を設置し、通信回路を使用してこれらによる情報を監視する。緊急時には通報・連絡を行うとともに現場に急行し、必要な措置を行う。